

事務所からのお知らせ

事務所通信 第89号

当事務所に昨年入所しました2名の社員をご紹介します。

中島聡士（なかじま そうし）



去年の3月に入所しました。表示、測量、農地法を担当しています。1つ1つの仕事を丁寧に行い、お客様の悩みを解決出来る様にしたいと思います。よろしくお願いします。

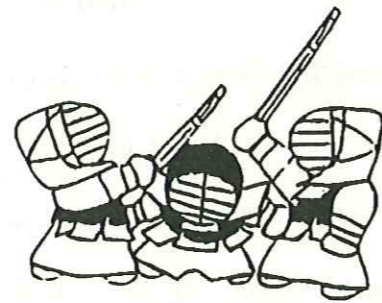
名波 新（ななみ あらた）



去年の4月に入所しました。司法書士業務で主に相続を担当しております。分からないことも多く右往左往の日々ですが、早く仕事に慣れてご依頼を受けた仕事を一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務所HPもぜひご覧ください！ <http://310-office.net/>

平成30年2月吉日



<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

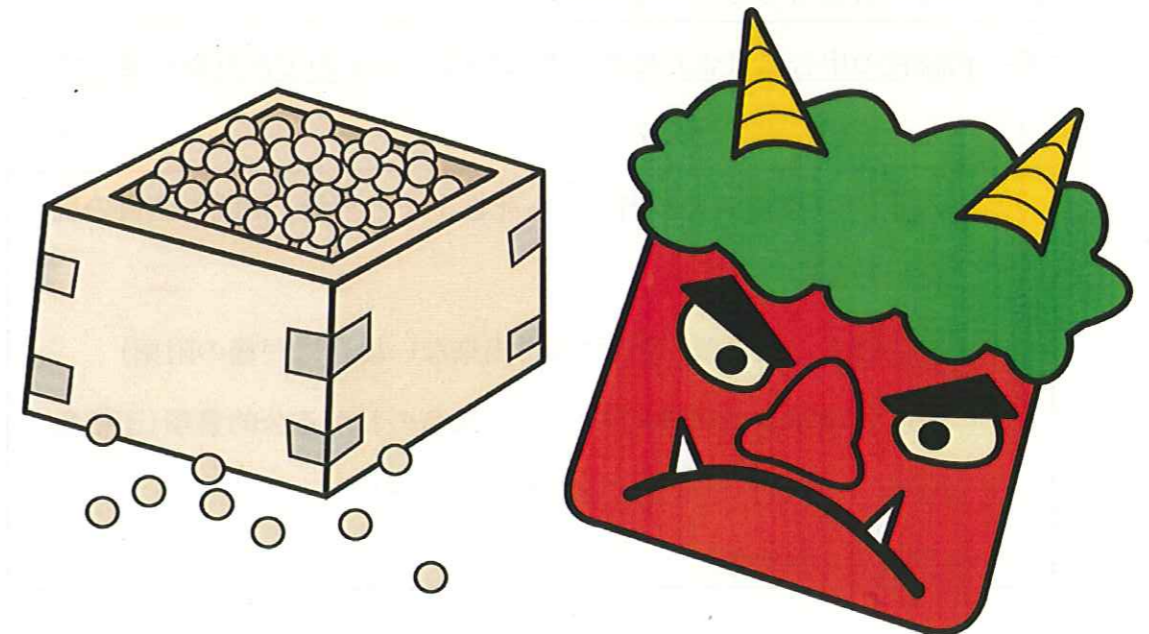
FAX 0548-22-1409

事務所通信

こんにちは。お正月も終わり、最近は気温が0度近くになる日があり、全国的にも大寒波による大雪やインフルエンザの流行のニュースが聞かれるようになってきました。2月は節分ですね。去年は北朝鮮の相次ぐミサイルの発射や衆議院議員選挙、森友学園問題など良くないニュースもありましたが、一方で14歳棋士藤井四段の29連勝や陸上100mで桐生選手が日本人初の9秒台を出すなど明るいニュースもありました。特に若い人が頑張って活躍している様子が私たちに元気を与えてくれている気がします。ぜひ豆まきをして今年も良い年を過ごしたいですね。

私たち事務所にも昨年に新しく2名の社員が入社しました。日々悪戦苦闘しながらも一生懸命な姿に他のスタッフも刺激と元気を貰っています。

さて、実は2月は「相続登記お済みですか？」月間で、司法書士も全国的に相続の相談などにも力を入れている月なのです。そこで今回は相続に関連する話題についてご紹介させて頂こうと思います。ぜひご一読下さい。



1. 法定相続情報証明のその後

以前、事務所通信にてご紹介しました「法定相続情報証明制度」（昨年5月よりスタート）について、制度がスタートして半年が経過し、当事務所でも何回か証明書を取得しましたので、その後をご紹介させていただきます。

(1) 法定相続情報証明って？

法定相続情報証明とは、登記所（法務局）に相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出し、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する証明書のことです。相続手続では、相続関係の証明書類として戸籍などの提出が必要ですが、法定相続情報証明があれば戸籍等の提出を省略できることがあります。

(2) どんな手続に使えるの？

- ・不動産の名義変更登記（相続登記）
- ・預貯金、有価証券の解約手続（ただし、金融機関によっては認めていない場合もあるので要確認）
- ・自動車の名義変更手続
- ・生命保険の支払請求手続（ただし、保険会社によっては認めていない場合もあるので要確認）

※ 相続税の申告にはまだ使用出来ないようですので注意が必要です。

(3) どんな書類が必要なの？

- ・戸籍謄本（被相続人の出生から死亡までの戸籍、相続人全員の現在の戸籍）
- ・被相続人の住民票の除票（取得出来ない場合は戸籍の附票）
- ・申出人（相続人の代表者）の住所・氏名のわかる公的書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民票など）
- ・各相続人の住民票

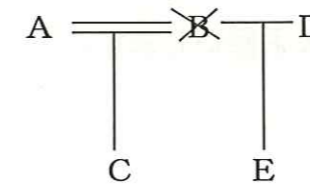
(4) どうやって取るの？

上記の書類と相続関係一覧図を申出書と一緒に法務局に提出して取得します。法務局での調査等もあるため申請から取得まで一週間ほど掛かります。

※ 当事務所では、お客様のご希望があれば、相続手続と一緒に法定相続情報証明を取得致します。もしご不明な点がありましたらぜひ当事務所までご相談下さい！！

2. 嫡出子と非嫡出子の相続分が変わりました！

「嫡出子（ちやくしゅつし）」とは、法律上の夫婦関係にある夫と妻の間で生まれた子供のことで、「非嫡出子（ひちやくしゅつし）」とは、法律上の夫婦関係にない男女間で生まれた子供のことをいいます。



左図の場合、Cは婚姻関係にあるABの間の子供になるので嫡出子となり、Eは婚姻関係にないBDの子供になるので非嫡出子となります。もし、Bが亡くなるとCとEはど

ちらも相続の権利がありますが、以前は、Eの相続分は、Cの相続分の半分でした。しかし、CもEも同じBの子供でなのに相続分が違うのは不公平であるとして、平成25年12月5日に民法が改正され、CとEの相続分は同じになりました。従って、平成24年までの相続と異なり、現在の相続では、嫡出子と非嫡出子の相続分は同じとなっています。

事務所からのお知らせ

昨年も行いました相続・遺言を中心としたはりはら塾を今年も行います！

6月～8月まで全5回シリーズで、今回は税理士さんもお呼びします！